

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付要綱（復興庁）

復本第 274 号
平成 26 年 2 月 28 日
内閣総理大臣決定
復本第 623 号
一部改正 平成 27 年 4 月 15 日
復本第 706 号
一部改正 平成 27 年 5 月 7 日
復本第 92 号
一部改正 平成 28 年 2 月 1 日
復本第 631 号
一部改正 令和 3 年 4 月 1 日

（通則）

第 1 条 福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）のうち復興庁所管事業に係るもの（福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱（平成 26 年 2 月 28 日付け府政防第 218 号・復本第 270 号・25 文科政第 90 号・厚生労働省発会 0228 第 4 号・25 食第 199 号・20140226 財地第 2 号・国官会第 2893 号・原規監発第 14022610 号。以下「実施要綱」という。）第 11 の 1 に規定する基金に交付するものを除く。以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「法」という。）、福島復興再生特別措置法施行令（平成 24 年政令第 115 号）、福島復興再生特別措置法施行規則（平成 24 年復興庁令第 3 号）、法第 5 条に規定する福島復興再生基本方針、福島再生加速化交付金制度要綱（平成 26 年 2 月 28 日付け府政防第 217 号・復本第 269 号・警察庁甲官発第 55 号・25 文科政第 89 号・厚生労働省発会 0228 第 2 号・25 食第 198 号・20140226 財地第 1 号・国官会第 2892 号・原規監発第 1402269 号。以下「制度要綱」という。）、実施要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に規定するところによるものとする。

(交付の目的)

第2条 交付金は地方公共団体又は地方公共団体の組合に交付金を交付し、実施要綱第3に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に基づく実施要綱第5に規定する事業等を実施することを目的とする。

(交付先)

第3条 交付金は、地方公共団体又は地方公共団体の組合の長に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付の対象となる事業)

第4条 実施要綱別表1に規定する基幹事業のうち、生活環境向上支援事業、事業者等向け浄化槽導入等支援事業及び移住・定住促進事業については、次の各号に掲げる事業を交付対象事業とする。

一 生活環境向上支援事業

(1) 放射線を取り除く措置

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による避難指示の解除及び近い将来の解除見込み等に関連し、住民の方々の低線量放射線への不安を払拭し、安心して帰還できる生活環境を整えることを目的として、放射線を取り除くために行う措置（側溝や排水溝、公共の用等に供される建物附属物等の交換・修復、公共施設等の内外壁の交換・修復、除染実施後の地域の清掃・除草・樹木の伐採等、未舗装の道路の舗装、舗装された道路の再舗装・修復等。但し、道路法及び都市公園法による費用補助の対象となるものに関する措置を除く。）及び実施要綱第5の2に規定する効果促進事業等。

(2) 放射線を遮蔽する措置

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による避難指示の解除及び近い将来の解除見込み等に関連し、安心して帰還できる生活環境を整えることを目的として、放射線を遮蔽する措置（周囲の景観を阻害しない形態での遮蔽板・掲示板・花壇等の設置、仮置き場施設周辺の遮蔽板設置、側溝・排水溝の有蓋化、未舗装の道路の舗装、舗装された道路の再舗装・修復等。但し、道路法及び都市公園法による費用補助の対象となるものに関する措置を除く。）及び実施要綱第5の2に規定する効果促進事業等。

(3) 放射線をより遠ざける（隔離）措置

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による避難指示の解除及

び近い将来の解除見込み等に関連し、安心して帰還できる生活環境を整えることを目的として、放射線をより遠ざける（隔離する）措置（歩道の付け替え、公園等の利用者を放射線からより遠ざけるためのフェンス等の設置等。但し、道路法及び都市公園法による費用補助の対象となるものに関する措置を除く。）及び実施要綱第5の2に規定する効果促進事業等。

（4）放射線を取り込まない措置

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による避難指示の解除及び近い将来の解除見込み等に関連し、安心して帰還できる生活環境を整えることを目的として、放射線を取り込まない措置（井戸や引き水を活用した放射線への不安のない飲料水等の供給等。）及び実施要綱第5の2に規定する効果促進事業等。

二 事業者等向け浄化槽導入等支援事業

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による避難指示の解除及び近い将来の解除見込み等に関連し、下水道の未復旧等の理由により浄化槽の導入等が必要な事業所又は公共施設等について、浄化槽及び附随する周辺設備の導入、復旧及び撤去等並びに設置する土地の賃借等を行う事業主又は市町村に対し、必要となる費用を助成する事業及び実施要綱第5の2に規定する効果促進事業等。

三 移住・定住促進事業

新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大を図るなど、新たな活力を呼び込むことを目的として、自主性に基づく取組を行う福島県若しくは避難指示・解除区域市町村や、避難指示・解除区域市町村に移住して就業・起業する者を支援する取組を行う福島県に対し、必要となる費用を助成する事業。

（交付額の算定方法）

第5条 内閣総理大臣は、実施要綱第7により地方公共団体又は地方公共団体の組合に通知された交付可能額の範囲で、交付金の交付対象事業に要する費用を交付する。

2 交付対象事業に要する交付金の交付額は、次の各号に規定するところにより算出された交付額とする。

一 生活環境向上支援事業

交付額＝A＋B

A：交付対象基幹事業の交付額

別添のとおり

B：交付対象効果促進事業等の交付額

帰還・移住等環境整備事業計画様式1-4に記載した(2)①に係る効果促進事業等の交付対象事業費の総額に8/10を乗じて得られる額

二 事業者等向け浄化槽導入等支援事業

交付額 = A + B

A：交付対象基幹事業の交付額

$$A = \sum_{i=1}^m (A_i \times \alpha_i + (A_i - A_i \times \alpha_i - a_i) / 2)$$

A_i ：基幹事業 i の交付対象事業費（内閣総理大臣が予算の範囲内で定める額）

α_i ：基本国費率（別添のとおり）

a_i ：基幹事業 i の交付対象事業費のうち国、福島県又は市町村以外の者（民間事業者等）が負担する額（事業主が導入等する場合の事業主の負担割合は1/8）

m ：基幹事業の事業数

B：交付対象効果促進事業等の交付額

帰還・移住等環境整備事業計画様式1-4に記載した(6)③に係る効果促進事業等の交付対象事業費の総額に8/10を乗じて得られる額

三 移住・定住促進事業

交付額 = A

A：交付対象基幹事業の交付額

$$A = \sum_{i=1}^m (A_i \times \alpha_i + (A_i - A_i \times \alpha_i - a_i) / 2)$$

A_i ：基幹事業 i の交付対象事業費（内閣総理大臣が予算の範囲内で定める額）

α_i ：基本国費率（別添のとおり）

a_i ：基幹事業 i の交付対象事業費のうち国、福島県又は市町村以外の者（民間事業者等）が負担する額（事業主が導入等場合の事業主の負担割合は1/8）

m ：基幹事業の事業数

(交付額の年度間調整)

第6条 交付金の交付後、交付対象事業の進捗に遅れが生じた場合には、事業費の実績額に基づいて算出される年度交付額が交付された金額より少額である場合は、交付された金額から当該年度交付額を控除した額を次年度以降の年度交付額の算定において調整することができる。

(事前着手)

第7条 次条による交付の申請及び第9条による交付の決定前に、実施要綱第11の4(1)又は(2)による帰還・移住等環境整備事業等の着手の承認を通知する様式は、別記様式1によるものとする。

(交付申請)

第8条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による交付金の交付の申請については、交付を受けようとする地方公共団体又は地方公共団体の組合(以下「交付申請者」という。)は、別に通知する日までに、内閣総理大臣に対し、交付申請書(別記様式2)に必要な書類を添付して提出するものとする。

(交付決定)

第9条 内閣総理大臣は、前条により交付の申請があった場合において、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、交付金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第6条の規定に基づき、交付申請者に交付金の交付の決定を行うものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により交付金の交付の決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付申請者に通知(別記様式3)するものとする。

(交付決定の内容の変更)

第10条 交付申請者が交付決定の内容を変更しようとする場合には、内閣総理大臣に内容変更承認申請書(別記様式4)を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額に変更をきたすことがない場合は、この限りではない。

2 内閣総理大臣は、前項の承認をしたときは、適正化法第10条第4項の規定に基づき、速やかにその変更の内容を交付申請者に通知(別記様式5)するものとする。

(申請の取下げ)

第 11 条 適正化法第 9 条第 1 項に規定する申請の取下げについて、交付申請者は交付の決定の内容又はこれに附された条件に対し、不服があることにより申請を取り下げようとするときは、交付金の交付の決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に、内閣総理大臣に申請取下書（別記様式 6）を提出しなければならない。

（交付対象事業の廃止）

第 12 条 交付申請者は、交付決定を受けた事業の全てを廃止する場合には、内閣総理大臣に事業廃止承認申請書（別記様式 7）を提出し、その承認を受けなければならない。

（交付対象事業の遅延の届出）

第 13 条 交付申請者は、交付決定を受けた事業が帰還・移住等環境整備事業計画に記載する事業期間内に完了することができないと見込まれる場合には、内閣総理大臣に事業遅延報告書（別記様式 8）を提出しなければならない。

（概算払）

第 14 条 地方公共団体又は地方公共団体の組合は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式 9 の概算払請求書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、交付金について予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が整った日以降に行うことができるものとする。

（消費税仕入れ控除額）

第 15 条 交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税額等控除仕入税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（状況報告）

第 16 条 交付申請者は、適正化法第 12 条の規定による遂行の状況の報告につ

いて、内閣総理大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を提出するものとする。

(交付事業の遂行等の命令)

第 17 条 内閣総理大臣は、交付対象事業が交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第 13 条第 1 項の規定に基づき、交付申請者に対し、これらに従って当該交付対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、交付申請者が前項の命令に違反したときは、適正化法第 13 条第 2 項の規定に基づき、交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 18 条 交付申請者は適正化法第 14 条の規定による実績報告については、全ての交付対象事業が完了した日（第 11 条により交付対象事業の全ての廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して 1 ヶ月を経過した日又は全ての交付対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、内閣総理大臣に実績報告書（別記様式 10）を提出して行うものとする。

2 交付申請者は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、交付金の交付の決定をした日の属する会計年度の翌年度の 4 月 10 日までに実績報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(交付金額の確定等)

第 19 条 内閣総理大臣は、適正化法第 15 条の規定に基づき、前条による実績報告の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付申請者に交付額確定通知書（別記様式 11）を通知するものとする。

(是正のための措置)

第 20 条 内閣総理大臣は、第 18 条による報告を受けた交付対象事業の成果が交付金の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第 16 条第 1 項の規定に基づき、当該交付対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該交付申請者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第 21 条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、適正化法第 10 条第 1 項、第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- 一 交付金事業者が、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に基づく内閣府総理大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 交付金事業者が、交付対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
 - 三 交付金事業者が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 内閣総理大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、適正化法第 18 条第 2 項の規定に基づき、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、前項の返還を命ずる場合（第 1 項第四号の場合を除く。）には、適正化法第 19 条第 1 項の規定に基づき、その命令に係る交付金を交付金事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、補助金等の返還を命じ、これを交付金事業者が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第 19 条第 2 項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第 19 条第 3 項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(交付金の返還)

第 22 条 内閣総理大臣は、交付申請者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、適正化法第 18 条第 2 項の規定に基づき、当該交付申請者にその超える額の返還を命ずることとする。

(交付金の返還の期限)

第 23 条 適正化法第 18 条第 1 項及び第 2 項の決定による交付金の返還の期限については、同条第 1 項の場合にあっては、交付の決定の取消の通知の日から 20 日以内とし、同条第 2 項の場合にあっては、原則として第 19 条による額の確定の通知の日から 20 日以内とする。

(交付対象事業の検査等)

第 24 条 内閣総理大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第 23 条第 1 項の規定に基づき、交付申請者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 適正化法第 23 条第 2 項の立入検査等を行う職員の身分を示す証票は、別記様式 12 によるものとする。

(財産の管理等)

第 25 条 交付申請者は、交付金事業の実施（交付金事業の一部を第三者に実施させた場合を含む。）によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 交付申請者は、取得財産等について、別記様式 13 による取得財産等管理台帳を備えて管理しなければならない。

3 交付申請者は、当該年度に取得財産等があるときは、実績報告書に別記様式 14 による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、交付申請者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 26 条 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定により、内閣総理大臣が定める機械及び重要な器具並びに内閣総理大臣が交付金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものとする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、内閣総理大臣が別に定める期間とする。

3 交付申請者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、申請書を内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付金の経理)

第 27 条 交付申請者は、交付事業について経理を明らかにする帳簿を作成し、当該事業の完了の日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第 28 条 内閣総理大臣は、交付申請書及び変更交付申請書を受理した日から起算して、原則として 30 日以内に交付の決定を行うものとする、

(その他必要な事項)

第 29 条 交付金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 4 月 15 日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 5 月 7 日)

この要綱は、平成 27 年 5 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 2 月 1 日)

この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別添

交付対象基幹事業に係る補助率

事 業	基本国費率
1. 生活環境向上支援事業	
(1) 放射線を取り除く措置	
①側溝や排水溝、公共の用等に供される建物付属物等の交換・修復	定額
②公共施設等の内外壁の交換・修復	定額
③除染実施後の地域の清掃・除草・樹木の伐採等	定額
④未舗装道路の舗装、舗装された道路の再舗装・修復	定額
⑤上記以外の放射線を取り除く措置で復興庁が適当と認めるもの	定額
(2) 放射線を遮蔽する措置	
①周囲の景観を阻害しない形態での遮蔽板・掲示板・花壇等の設置、仮置き場施設周辺の遮蔽板設置	定額
②側溝・排水溝の有蓋化	定額
③未舗装道路の舗装、舗装された道路の再舗装・修復	定額
④上記以外の放射線を遮蔽する措置で復興庁が適当と認めるもの	定額
(3) 放射線をより遠ざける（隔離）措置	
①歩道の付け替え	定額
②公園等の利用者を放射線からより遠ざけるためのフェンス等の設置	定額
③上記以外の放射線をより遠ざける（隔離）措置で復興庁が適当と認めるもの	定額
(4) 放射線を取り込まない措置	
①井戸を活用した放射線への不安のない飲料水等の供給	定額
②引き水（沢水）を活用した放射線への不安のない飲料水等の供給	定額
③上記以外の放射線を取り込まない措置で復興庁が適当と認めるもの	定額
2. 事業者等向け浄化槽導入等支援事業	
①事業者等向け浄化槽導入等支援事業（事業主が導入等）	5 / 8
②事業者等向け浄化槽導入等支援事業（市町村が導入等）	3 / 4
③上記以外の事業者等向け浄化槽導入等で復興庁が適当と認めるもの	5/8 又は 3/4
3. 移住・定住促進事業	
	1 / 2

(別記様式1 交付決定前着手承認通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体又は地方公共団体の組合の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付決定前着手承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった帰還・移住等環境整備事業計画に基づく事業について、交付金交付決定前に事前着手することを承認したので通知する。

(別記様式2 交付申請書)

番 号
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体又は地方公共団体の組合の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付申請書

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）に係る事業を実施したいので、交付金を交付されたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

1 事業の目的 避難住民の早期帰還への対応及び新たな住民の移住・定住を促進し、地域の再生を加速化させることに関する事業

2 交付申請額

(単位：千円)

交付申請額

注) 帰還・移住等環境整備事業計画の写しを添付すること。

(別記様式3 交付決定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体又は地方公共団体の組合の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1 事業の目的 避難住民の早期帰還への対応及び新たな住民の移住・定住を促進し、地域の再生を加速化させることに関する事業

2 交付決定額

(単位：千円)

交付決定額

3 この交付決定の対象となる事業、その内容については、交付申請書記載のとおりとする。

4 実績報告については、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付要綱（復興庁）（以下「交付要綱」という。）第18条によるものとする。

5 交付の条件は、交付要綱によるものとする。

6 この交付決定に対して不服のある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から30日以内とする。

(別記様式4 内容変更承認申請書)

番 号
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体又は地方公共団体の組合の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定により、下記のとおり内容を変更したいので、承認されるよう申請する。

記

- | | |
|---------|----|
| 1 交付決定額 | 千円 |
| 2 変更後の額 | 千円 |
| 3 変更増減額 | 千円 |
| 4 変更の事由 | |

注) 交付決定通知書の写しを添付すること。

(別記様式5 内容変更承認通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体又は地方公共団体の組合の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付決定内容変更承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により、下記のとおり交付決定の内容を変更することに決定したので、同法第10条第4項の規定により通知する。

記

- | | |
|------------|----|
| 1 変更後交付決定額 | 千円 |
| 既交付決定額 | 千円 |
| 変更増減額 | 千円 |
- 2 この交付決定の対象となる事業、その内容については、内容変更承認申請書記載のとおりとする。
- 3 上記のほか、実績報告、交付条件等は、従前の取扱いのとおりとする。

(別記様式6 申請取下書)

番 号
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体又は地方公共団体の組合の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の実施について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

令和 年 月 日

2 申請を取下げること

注) 交付申請書の写しを添付すること。

(別記様式7 事業廃止承認申請書)

番 号
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体又は地方公共団体の組合の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）事業廃止承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定により、下記のとおり事業廃止したいので、承認されるよう申請する。

記

- 1 交付決定額 千円
- 2 廃止の事由

注) 交付決定通知書の写しを添付すること。

(別記様式8 事業遅延報告書)

番 号
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体又は地方公共団体の組合の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）事業遅延報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた事業について、年度内に事業の完了ができなくなったので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定により、下記のとおり報告する。

記

事業名	施設名／実施場所等	事業概要	工事着工 年 月 日	工事完了 予定年月日

※事業遅延の事由については、別紙（任意様式）に理由書として作成し添付すること。

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体又は地方公共団体の組合の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定された福島再生加速化交付金（帰還・移住等環

境・移住等環境整備）の交付対象事業について、 $\left(\begin{array}{c} \text{完 了} \\ \text{廃 止} \\ \text{会計年度が終了} \end{array} \right)$ したので、補助金等に係る予

算の執行の適正化に関する法律（昭和30 年法律第179号）第14条の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 交付金の実績

(単位：千円)

交付決定額	交付金充当額	不用額

注) 交付対象事業が完了又は廃止した場合は様式Ⅰを、会計年度が終了した場合は様式Ⅱを添付すること。

[様式 I]

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実績報告

（19、48及び49に関する事業）

1. 交付決定年度
2. 予算区分
3. 充当内容

（単位：円）

事業名	施設名／実施場所等	事業概要	総事業費	交付対象事業費	福島再生加速化交付金 （帰還・移住等環境整備） 充当額	そ の 他	交付対象外経費
			(A=B+E)	(B=C+D)	(C)	(D)	(E)
小計（基幹事業）							
小計（効果促進事業）							
合 計							

4. 交付金の実績

福島再生加速化交付金 （帰還・移住等環境整備） 交付決定額	福島再生加速化交付金 （帰還・移住等環境整備） 充当額 (H+I)	福島再生加速化交付金 （帰還・移住等環境整備） 充当額 (C) の合計	事務費に係る充当額	不 用 額
(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

【留意事項】

- 「事業名」、「施設名」、「事業概要」欄については、帰還・移住等環境整備事業計画と記載内容を同一にすること。
- 「その他」欄については、地方負担(地方債、一般財源等)や他の補助金等の充当額を記載すること。
- 交付決定通知書の写しを添付すること。
- 交付金充当事業については、事業の実施を証する書類(契約書の写しなど)及び事業の完了を証する書類(竣工検査調書の写し、支出命令書の写しなど)を提出すること。

〔様式Ⅱ〕

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）年度終了実績報告

（ 19、48及び49に関する事業 ）

1. 交付決定年度
2. 予算区分
3. 充当内容

（単位：円）

事業名	施設名／実施場所等	事業概要	交付対象事業費	福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備) 充 当 額	年度内充当額	翌年度繰越額	事業完了 予 定 年 月 日	完了・ 未完了 の別
			(A)	(B = C + D)	(C)	(D)		
小計（基幹事業）	/	/					/	/
小計（効果促進事業）	/	/					/	/
合 計			0	0	0	0	/	/

4. 交付金の充当状況等

福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備) 交 付 決 定 額	年度内充当額 (G+H) の合計	年度内充当額 (C) の合計	事務費に係る年度内 充当額	翌年度繰越額 (J+K) の合計	翌年度繰越額 の合計 (D)	事務費に係る翌年 度繰越額	当該年度不用額
(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)

【留意事項】
○「事業名」、「施設名／実施場所等」、「事業概要」欄については、帰還・移住等環境整備事業計画と記載内容を同一にすること。

(別記様式11 交付額確定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体又は地方公共団体の組合の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定された福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の交付対象事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、金 円に確定したので通知する。

(別記様式12 立入検査等職員身分証票)

表 面

9cm

←	→
↑	第 号 年 月 日発行
	官 職 氏 名 年 月 日生
6.5 cm	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第2項の規定による検査員の証
	年 月 日まで有効
↓	内閣総理大臣

備考 用紙は厚紙白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）抜粋
第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(別記様式 13 財産管理台帳)

取得財産等管理台帳 (年度)

区分 財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管(設置) 場所	補助率	処分 状況	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)交付要綱(復興庁)第26条第1項に定める財産処分制限価格以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。
ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

(別記様式 14 取得財産等管理明細表)

取得財産等管理明細表 (年度)

区分 財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管(設置) 場所	補助率	処分 状況	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が福島再生加速化交付金(帰還・移住等還環境整備)交付要綱(復興庁)第26条第1項に定める財産処分制限価格以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。
ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。